

景観法における届出対象行為の改正について

「諏訪市景観条例施行規則」の改正により、2019年4月1日から諏訪市景観計画区域内で一定規模を超える「太陽光発電施設」の建設等を行うときは、景観法に基づく届出が必要になります。

1. 届け出が必要となる太陽光発電施設の規模

届出規模の要件	一般地区	景観重点整備地区
太陽電池モジュールの築造面積の合計（※）	500㎡を超えるもの	500㎡を超えるもの

（※）一団の土地又は水面に設置するもの。

2. 届出時期

着手予定日の30日前まで

3. その他

○建築物の屋根、屋上等にあとから設置するものは、従来どおり、建築物の外観変更として、次の規模を超える行為を行う場合には届出が必要です。

届出規模の要件	一般地区	景観重点整備地区
太陽電池モジュールの設置面積の合計	400㎡を超えるもの	400㎡を超えるもの、又は屋根・壁面の各2分の1を超えるもの

○届出に基づき、周辺の景観との調和への配慮について、諏訪市景観計画で定める「景観づくり基準」により審査します。詳しくは諏訪市ホームページをご確認ください。

配 置	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
規 模	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。
形態意匠	周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
材 料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
色 彩 等	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。
敷地緑化	周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。

上記、【景観づくり基準の例】一般地区（田園・農地の景観地域）の基準から抜粋

（問）諏訪市 都市計画課 計画係 電話 0266-52-4141（内線262）